

第110期

# 定時株主総会 招集ご通知

## ▶ 開催日時

2023年6月29日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## ▶ 開催場所

東京都板橋区宮本町38番8号  
当社板橋スパイスセンター  
ミーティングホール

<株主の皆さまへ>

・お土産の配布は行っておりませんので、ご了承ください。



# S&B

# エスビー食品株式会社

証券コード 2805  
(発信日) 2023年6月12日  
(電子提供措置の開始日) 2023年6月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町18番6号

**エスビー食品株式会社**

代表取締役社長 池 村 和 也

## 第110期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第110期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sbfoods.co.jp/company/ir/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2805/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「エスビー食品」または「コード」に当社証券コード「2805」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面のほかインターネットでも議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますと、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに行使していただきたくお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都板橋区宮本町38番8号  
当社板橋スパイスセンター ミーティングホール
3. 目的事項
- 報告事項
  1. 第110期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第110期（自2022年4月1日 至2023年3月31日）計算書類報告の件

### 決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）において定めるルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を取締役に委任する件

### 4. 招集にあたってのご案内事項

1. 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。
2. 電子提供措置事項のうち、下記の事項につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておらず、招集ご通知1ページ記載の各ウェブサイトのみに掲載しております。
  - (1)連結注記表
  - (2)個別注記表なお、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表は、報告事項に関する添付書類とともに、会計監査人および監査役の監査対象となっております。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、招集ご通知1ページ記載の各ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

以 上

<株主の皆さまへのお願い>

- 本定時株主総会における議決権の行使は、書面のほかインターネットでも可能でございます。招集ご通知5～6ページをご確認いただき、ご活用ください。
- 本定時株主総会の様子は、インターネットによるライブ配信をさせていただく予定です。詳細につきましては、招集ご通知7ページをご確認ください。
- 本定時株主総会では、株主の皆さまからのご意見・ご質問を事前に受付いたします。詳細につきましては、招集ご通知8ページをご確認ください。
- 当日の状況によりましては、ご出席される株主さまに、サーモグラフィーカメラ等での検温、マスクの着用およびアルコール消毒液等の使用をお願いする場合がございます。
- ご出席される株主さまにおかれまして、体調がすぐれないようにお見受けする方には、入場のお断りまたは入場後の退出をお願いする場合がございますのでご了承ください。
- お土産の配布は行っておりませんので、ご了承ください。

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.



# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

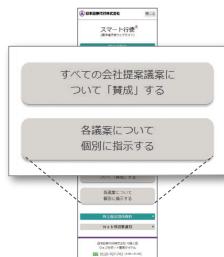
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

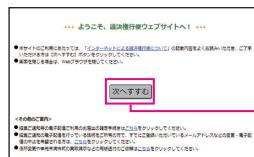
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.e-sokai.jp>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

【電話】 0120 (707) 743

受付時間 9:00~21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

## <株主総会ライブ配信のご案内>

本定時株主総会の様子は、ご自宅などでもご視聴いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。

- ・ 視 聴 方 法：以下のページより、IDおよびパスワードをご入力のうえ、  
ご視聴ください。
- ・ U R L：https://www.virtual-sr.jp/users/sbfoods/login.aspx  
※右記のQRコードからもご視聴いただけます。  
※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
- ・ I D：株主番号  
(議決権行使書に記載されている9桁の数字)
- ・ パスワード：議決権行使書に記載されている郵便番号(ハイフンを除いた7桁の数字)  
※株主番号および郵便番号は議決権行使書を投函される前に必ずお手元にお控えください。
- ・ 配 信 日 時：2023年6月29日(木) 午前10時から株主総会終了時刻まで  
( 予 定 ) ※配信ページは株主総会開始時刻の30分前(午前9時30分)よりアクセス可能です。



### (ご注意事項)

- ・株主総会当日の決議にご参加いただくことはできません。議決権行使は「書面(郵送)」または「インターネット」にてお願いいたします。
- ・当日ご質問をお受けすることはできません。あらかじめご了承ください。
- ・ご出席される株主の皆さまのプライバシーに配慮した撮影を行います。やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・撮影した映像は、今後の株主総会運営の検討にも活用させていただきます。
- ・ご使用の機器およびインターネットの接続環境ならびに回線等の状況により、ご利用いただけない場合がございます。
- ・ご利用いただく場合の通信料金等は株主の皆さまのご負担となります。
- ・撮影、録画、録音、保存等は、ご遠慮ください。
- ・ID・パスワードの第三者への提供はご遠慮ください。

## <ライブ配信の視聴方法等に関するお問い合わせ先>

株式会社 J ストリーム ライブサポート係

T E L 054-333-9212

受付日時 6月29日(木) (株主総会当日)

午前9時30分～株主総会終了まで

※上記受付日時以外でのお問い合わせは、

エスピー食品株式会社 法務・ガバナンス室 (TEL 03-5918-6892) までお願いいたします。

### <事前質問受付のご案内>

本定時株主総会では以下のとおり、株主の皆さまからのご意見・ご質問を事前に受付いたします。

- ・受付方法：以下のページよりご意見・ご質問をご入力ください。
- ・URL：<https://www.virtual-sr.jp/users/sbfoods/login.aspx>  
※右記のQRコードからもご入力いただけます。  
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- ・ID：株主番号  
(議決権行使書に記載されている9桁の数字)
- ・パスワード：議決権行使書に記載されている郵便番号(ハイフンを除いた7桁の数字)  
※**株主番号および郵便番号は議決権行使書を投函される前に必ずお手元にお控えください。**
- ・受付期間：2023年6月7日(水)午前10時から2023年6月21日(水)午後5時30分まで  
(ご注意事項)
- ・いただいたご意見・ご質問の全てにご回答できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご使用の機器およびインターネットの接続環境ならびに回線等の状況により、ご利用いただけない場合がございます。
- ・ご利用いただく場合の通信料金等は株主の皆さまのご負担となります。
- ・ご意見・ご質問の入力は、お一人様1回まででお願いいたします。



### <お問い合わせ先>

エスビー食品株式会社  
法務・ガバナンス室  
TEL 03-5918-6892

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は、任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

#### 【ご参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	会社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	小 形 博 行 <b>再任</b>	代表取締役会長	100% (13回/13回)
2	池 村 和 也 <b>再任</b>	代表取締役社長 マーケティング企画室担当 兼海外事業部担当	100% (13回/13回)
3	田 口 裕 司 <b>再任</b>	常務取締役 営業グループ管掌兼ハーブ事業部担当	92.3% (12回/13回)
4	小 島 和 彦 <b>再任</b>	常務取締役 開発生産グループ担当 兼品質保証室担当	100% (13回/13回)
5	加 治 正 人 <b>再任</b>	取締役 管理サポートグループ担当 兼人事総務室担当 兼指名諮問委員会委員 兼報酬諮問委員会委員	100% (13回/13回)
6	横 井 実 <b>再任</b>	取締役 経営企画室長兼業務改革推進室担当 兼管理サポートグループ広報・IR室担当 兼情報統括担当役員	取締役就任後 100% (9回/9回)
7	谷 修 <b>再任</b> <b>社外</b>	社外取締役 指名諮問委員会委員長 兼報酬諮問委員会委員長	100% (13回/13回)
8	大 嶽 佐 由 美 <b>再任</b> <b>社外</b>	社外取締役	92.3% (12回/13回)
9	瀧 野 とし 敏 子 <b>再任</b> <b>社外</b>	社外取締役	取締役就任後 100% (9回/9回)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	 <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p>おがた ひろあき 小形博行 (1957年3月5日生)</p>	<p>1979年4月 当社入社 2008年4月 会計業務管理室長 2009年6月 執行役員 2011年6月 監査役(常勤) 2012年6月 取締役執行役員 2013年6月 取締役 2014年6月 常務取締役 2016年6月 代表取締役社長 2022年6月 代表取締役会長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社エスピー興産代表取締役社長 S&amp;B INTERNATIONAL CORPORATION チェアマン (CEO)</p>	6,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 小形博行氏は、2016年より当社代表取締役を務めており、第1次・第2次中期経営計画を策定し事業を牽引するなど、当社での経営全般に対する豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	 <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p>いけむら かずや 池村和也 (1962年9月6日生)</p>	<p>1986年4月 当社入社 2010年10月 営業本部上席マネージャー兼同本部商品グループユニットユニットマネージャー 2013年6月 執行役員 2016年6月 取締役執行役員 2017年4月 海外事業部担当 現在に至る</p> <p>同年6月 取締役常務執行役員 2018年6月 常務取締役常務執行役員 2021年6月 常務取締役首席執行役員 2022年6月 代表取締役社長 現在に至る</p> <p>2023年4月 マーケティング企画室担当 現在に至る</p>	3,500株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 池村和也氏は、2022年より当社代表取締役を務めており、第3次中期経営計画を策定し当社事業を牽引していることに加え、海外を含めた当社営業部門およびマーケティング部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	 <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">たぐち ひろし 田口裕司 (1962年10月25日生)</p>	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2011年10月 商品部上席マネージャー兼同部商品企画ユニットユニットマネージャー</p> <p>2013年6月 執行役員</p> <p>2017年6月 取締役常務執行役員</p> <p>2019年6月 常務取締役常務執行役員</p> <p>2020年4月 ハーブ事業部担当</p> <p>現在に至る</p> <p>同年6月 常務取締役</p> <p>現在に至る</p> <p>2022年4月 営業グループ管掌</p> <p>現在に至る</p>	2,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>田口裕司氏は、当社営業部門および商品企画部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものがあります。</p>			
4	 <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">こじま かずひこ 小島和彦 (1960年9月19日生)</p>	<p>1985年4月 当社入社</p> <p>2009年10月 商品本部上席マネージャー兼同本部第1商品開発ユニットユニットマネージャー</p> <p>2015年6月 執行役員</p> <p>2017年4月 開発生産グループ担当</p> <p>現在に至る</p> <p>2019年6月 取締役執行役員</p> <p>2021年6月 取締役上席執行役員</p> <p>2022年6月 常務取締役</p> <p>現在に至る</p> <p>品質保証室担当</p> <p>現在に至る</p>	1,900株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>小島和彦氏は、当社商品開発部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	 <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">か じ まき と 加 治 正 人 (1970年10月9日生)</p>	<p>1993年4月 当社入社</p> <p>2018年4月 人事総務室長兼人事秘書ユニットユニットマネージャー</p> <p>2019年6月 執行役員 管理サポートグループ担当 現在に至る</p> <p>2021年4月 人事総務室担当 現在に至る</p> <p>2021年6月 取締役執行役員 現在に至る 指名諮問委員会委員 現在に至る 報酬諮問委員会委員 現在に至る</p>	1,300株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  加治正人氏は、当社管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
6	 <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">よこ い みつる 横 井 実 (1971年7月26日生)</p>	<p>1995年4月 当社入社</p> <p>2017年4月 経営企画室長 現在に至る</p> <p>2020年6月 執行役員 現在に至る</p> <p>2021年6月 管理サポートグループ広報・IR室担当 現在に至る 情報統括担当役員 現在に至る</p> <p>2022年6月 取締役執行役員 現在に至る</p> <p>2023年4月 業務改革推進室担当 現在に至る</p>	1,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  横井 実氏は、当社経営企画部門および管理部門における豊富な知識と経験を有していることから、当社の持続的な成長に必要な人材として、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	 <p style="text-align: center;"><b>再任 社外</b></p> <p style="text-align: center;">谷 修 (1949年8月24日生)</p>	<p>1983年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 浅川法律事務所入所</p> <p>1992年10月 谷法律事務所設立</p> <p>2004年6月 当社補欠監査役</p> <p>2006年4月 第一東京弁護士会副会長 関東弁護士会連合会常務理事</p> <p>2007年6月 当社監査役</p> <p>2012年6月 当社取締役 現在に至る</p> <p>2020年6月 西武信用金庫理事 現在に至る</p> <p>2021年4月 指名諮問委員会委員長 現在に至る 報酬諮問委員会委員長 現在に至る</p>	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b></p> <p>谷 修氏は、弁護士としての専門的な知識・経験等を有していることから、独立した客観的な立場より、当社の経営全般に対する監督および適切な助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、引き続き当社指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員長として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的かつ中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	 <p style="text-align: center;"><b>再任 社外</b></p> <p>おお たけ き ゆ み 大 嶽 佐 由 美 (1958年1月26日生)</p>	<p>1985年1月 AT&amp;T International Japan オフィスマネージャー</p> <p>1994年6月 SAP Japan 株式会社 エグゼクティブアシスタント</p> <p>1997年9月 日本 JD Edwards 株式会社 (現Oracle Corporation) 日本支社 マーケティングコミュニケーションマネージャー</p> <p>1998年10月 フィデリティ証券株式会社東京支店 コーポレートコミュニケーションマネージャー</p> <p>2002年4月 EMCジャパン株式会社 (現デル・テクノロジーズ株式会社) コーポレートコミュニケーションマネージャー</p> <p>2006年9月 有限会社Office Otake設立</p> <p>2021年6月 当社取締役 現在に至る</p>	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 大嶽佐由美氏は、マーケティングコミュニケーションを通じた豊富な国際経験や、リスクマネジメントに関する高い見識を有していることから、独立した客観的な立場より、当社の経営全般に対する監督および適切な助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			
9	 <p style="text-align: center;"><b>再任 社外</b></p> <p>たき の とし こ 瀧 野 敏 子 (1954年4月3日生)</p>	<p>1981年5月 医籍登録</p> <p>1983年4月 東京女子医科大学助手</p> <p>1993年4月 淀川キリスト教病院医長</p> <p>2004年2月 ラ・クォール本町クリニック設立</p> <p>2005年1月 NPO法人イージェイネット設立 同NPO法人代表理事 現在に至る</p> <p>2011年12月 医療法人ラ・クォール会設立</p> <p>2022年6月 当社取締役 現在に至る</p>	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</b> 瀧野敏子氏は、医師としての豊富な経験や高い見識に加え、医療機関における組織マネジメントの経験等を有していることから、独立した客観的な立場より、当社の経営全般に対する監督および適切な助言をいただくことを期待し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 谷 修氏、大嶽佐由美氏および瀧野敏子氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、谷 修氏、大嶽佐由美氏および瀧野敏子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 谷 修氏、大嶽佐由美氏および瀧野敏子氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって谷 修氏が11年、大嶽佐由美氏が2年、瀧野敏子氏が1年となります。
3. 当社は谷 修氏、大嶽佐由美氏および瀧野敏子氏との間で、法令が規定する限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。三氏の再任が承認可決された場合、当社は三氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役葛山康典氏は任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
 <p style="text-align: center;"> <span style="background-color: #f4a460; padding: 2px;">再任</span> <span style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 2px;">社外</span> </p> <p style="text-align: center;"> <small>かつら やま やす のり</small>            葛山康典            (1965年7月27日生)         </p>	1993年4月 早稲田大学理工学部助手 1996年4月 早稲田大学社会科学部専任講師 1998年4月 早稲田大学社会科学部助教授 2003年4月 早稲田大学社会科学部（現同大学社会科学総合学院）教授 現在に至る 2010年6月 当社補欠監査役 2012年6月 当社監査役 現在に至る	0株
<p><b>【社外監査役候補者とした理由】</b>            葛山康典氏は、企業財務の専門家として高い見識を有していることから、当社に対する適切な経営監視をしていただくため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 葛山康典氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 葛山康典氏の監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって11年となります。
3. 当社は葛山康典氏との間で、法令が規定する限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しており、本議案が原案どおり承認可決され、候補者が監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

《ご参考：取締役および監査役のスキル・マトリックス（2023年6月29日以降の予定）》

地位	氏名		当社が各取締役・監査役に期待する分野								委員会	
			経営	財務・会計	法務・ リスク管理	人事・ 人材開発	開発・生産	マーケティング ・営業	グローバル ビジネス	IT・DX	指名 諮問委員会	報酬 諮問委員会
取締役	小形博行		●	●			●	●		●		
	池村和也		●		●			●	●	●		
	田口裕司		●					●				
	小島和彦		●				●					
	加治正人		●		●	●					○	○
	横井実		●	●	●							
	谷修	(社外)	●		●						●	●
	大嶽佐由美	(社外)	●					●	●			
	瀧野敏子	(社外)	●			●	●					
監査役	西邨正敏		●	●	●	●						
	葛山康典	(社外)	●	●			●			●		
	松家元	(社外)	●		●						○	○
	鵜高利行	(社外)	●	●								

※上記は各取締役・監査役の主要なスキルを表記しております。

●：委員長 ○：委員

《スキル・マトリックス各項目選定理由》

経営	企業理念「食卓に、自然としあわせを。」の実現に向けた戦略策定においては、さまざまな事業環境の変化に対応しうる豊富なマネジメント経験や他分野も含めた俯瞰的な視点等のスキルが必要である。
財務・会計	持続的な成長および企業価値向上を図るには、財務体質の強化や収益力を高めるための財務戦略策定が重要となり、その実行には財務・会計分野における知識・経験が必要である。
法務・リスク管理	事業環境の変化により生じるリスクを管理し、時代の変化に即したコーポレート・ガバナンス体制の強化を実行するには、法務・知財管理・コンプライアンス・リスク管理分野における知識・経験が必要である。
人事・人材開発	持続的な成長および企業価値向上を図るには、多様な人材がそれぞれの強みを発揮し、主体的に働くことが出来る環境作りやそのための成長支援等の人材開発が必要不可欠であり、ダイバーシティを含む人事・人材開発分野における知識・経験が必要である。
開発・生産	企業理念「食卓に、自然としあわせを。」のもと、持続可能な社会の実現に貢献するためには、スパイスとハーブに関する研究開発や付加価値の高い製品開発に加え、安全・安心な製品を安定供給するための生産・品質管理体制の構築が必要不可欠であり、研究開発・生産供給・品質管理における知識・経験が必要である。
マーケティング・営業	持続的な成長および企業価値向上を図るには、企業理念「食卓に、自然としあわせを。」のもと、ブランド価値の向上を図ることが重要であり、事業環境の変化や、お客様のニーズの変化を的確にとらえたマーケティング活動・営業戦略に関する知識・経験が必要である。
グローバルビジネス	持続的な成長および企業価値向上を図るため、中期経営計画の重点施策と位置付けている海外事業においては、その戦略策定が重要となることから、国際戦略分野における知識・経験が必要である。
I T ・ D X	事業環境の変化に対応し、持続的な成長および企業価値向上を図るには、データやデジタル技術（A I、I o Tなど）を活用した継続的な事業変革や働き方等の業務変革が重要となることから、I T ・ D X 戦略分野における知識・経験が必要である。

**第3号議案** 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）において定めるルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を取締役に委任する件

当社は、2008年6月27日開催の当社第95期定時株主総会において関連議案をご承認いただいたことにより、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入いたしました。その後、直近では2020年6月26日開催の当社第107期定時株主総会において関連議案をご承認いただいたことにより、所要の変更を行ったうえで更新（以下、更新後の対応策を「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期間は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、現プラン発効後の情勢変化等を勘案し、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上という観点から、現プランの在り方について継続的に検討してまいりました。

その結果、当社は、現プランの有効期間満了に先立ち、2023年5月23日開催の当社取締役会において、更新（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）することを決議いたしました。

本プランへの更新にあたり、実質的な内容について変更はなく、有効期間の更新のみ行っております。

つきましては、本プランに関し、下記Ⅱ．3．(2)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合において、対抗措置として発動する新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行う権限を当社取締役会に対して委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランへの更新は、下記Ⅲ．2．(2)②に記載のとおり、本議案が承認されることを条件として、その効力が発生するものであります。

## 記

### 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）

#### I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等

##### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社は、1923年（大正12年）の創業以来、国産初のカレー粉の製造・販売をスタートラインとして、カレーやコショウ、わさび、しょうが、七味唐辛子、フレッシュハーブなど、今では日本の食卓に欠かせない製品の開発と、その普及に努めてまいりました。その根底には、「お客様に喜んでいただくために、ただひたすら真っすぐに“本物のおいしさ”を追い求める」との姿勢を表現した創業理念「美味求真」の精神が脈々と流れております。

そして、企業理念

「食卓に、自然としあわせを。」

- 一) 常に研究を怠らず、創意工夫をこらして高い品質と新たな価値を創出します。
- 二) 常にお客様の視点で考え、心から満足していただける製品を追求します。
- 三) 常に自然に感謝し、食卓から幸せな生活と豊かな社会づくりに貢献します。

や、当社の目指す姿、将来像を表すビジョン

「『地の恵み スパイス&ハーブ』の可能性を追求し、

おいしく、健やかで、明るい未来をカタチにします。」

のもと、従業員一人ひとりが同じ方向に向かって活動していくことで、組織力を高め、いかなる環境においても持続的に成長し、社会から必要とされる人・企業になることを目指しております。

当社の企業価値の源泉は、こうした創業の理念や企業理念、ビジョンに裏付けられた「S & B」の企業ブランド力であり、以下のような当社の強みの総体であります。

- ① 永年に亘り培ってきた本物志向の研究開発力とお客様志向の製品開発力
- ② お取引先やお客様との信頼関係に基づく営業推進力ときめ細かな営業提案力
- ③ 食品メーカーとしての責務である安全・安心な製品をお届けする体制
- ④ 原資材調達から多品種少量生産に至るまでのさまざまな事業ノウハウ
- ⑤ 風通しの良い企業風土から生まれる自由闊達な人的活力

##### 2. 基本方針の内容および本プランへの更新の必要性

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合において、その買付けに応じるか否かのご判断については、最終的には株主の皆様にご委ねられるべきものと考えております。また、経営支配権の異動に伴う企業価値向上の可能性についても、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為のなかには、その目的等から判断して、企業価値または株主共同の利益を損なうおそれがあるものも少なくありません。

当社の企業価値または株主共同の利益は、創業の理念や企業理念、ビジョンに基づく企業活動とそれを可能ならしめる経営体制や企業文化・組織風土等が一体となって、すべてのステークホルダーのご理解やご協力といった基盤のうえで形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成するさまざまな要素への理解なくして、当社の企業価値または株主共同の利益が維持されることは困難であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めておりますが、突然に大規模買付行為がなされる場合には、株主の皆様が当社株式の継続保有を検討するうえで、かかる買付行為が当社に与える影響や大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、さらに、当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等の情報は、株主の皆様にとって重要な判断材料になるものと考えております。また、大規模買付者の提示する当社株式の買付価格が妥当なものであるかを比較的短期間のうちに判断をする株主の皆様にとっては、大規模買付者および当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが重要と考えております。

こうした考え方のもと、当社は、株主の皆様が当社株式の大規模買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、および当社の企業価値または株主共同の利益に反するような大規模買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値または株主共同の利益を守るために必要かつ相応な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考え、本プランへ更新することといたしました。

### 3. 企業価値向上のための取組み

グローバル化・デジタル化といった社会環境の変化が進むなかで、個人の嗜好や価値観、生活様式も多種多様となり、食に対するニーズは複雑化・高度化が進むものと想定されます。一方で、気候変動やそれに起因する食料危機、短期的な利益追求による資源枯渇や廃棄物の増加といった社会課題に対しては、一刻も早い対処が必要な状況にあります。

当社グループは、香辛料のトップメーカーとして創業より100年にわたり培ってきた技術力と開発力を活かし、コアコンピタンスである「地の恵み スパイス&ハーブ」を常に進化させるとともに、お客様視点での研究開発や製品開発、マーケティング活動の強化により、さまざまなニーズの変化に対応してまいります。そして、これら食の進化・発展を追求するだけでなく、環境負荷の低減や社会・環境・人権に配慮した原材料調達および製品供給を通じ、社会課題の解決に取り組んでまいります。

#### 4. コーポレート・ガバナンスについて

当社は、いかなる経営環境にあっても企業理念の実現に向けて永続的に発展できる企業を目指しており、そのため経営環境の変化に対応した、最も効率的な経営管理体制を常に模索しております。経営の効率化が図られ、かつ企業コンプライアンスに資するとともに当社事業活動に関わるすべてのステークホルダーからご信頼が得られますようなコーポレート・ガバナンス体制の整備に努めております。そして、この基本的な考え方は、当社の企業価値または株主共同の利益の継続的な向上に貢献できるものであると考えております。

当社は、「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、「経営の意思決定および監督機能」は取締役会が担い、「業務執行機能」は執行役員が担うこととする執行役員制度を導入しております。

取締役会は、定例取締役会のほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、経営における基本戦略の策定や、法令で定められた重要事項を決定するとともに、執行役員の業務執行状況について報告体制を確立して、業務執行状況の監督に専念しております。また、取締役会の実効性を高めるための取組みにつきましても継続して進めております。経営会議は、取締役会の事前審議機関として、経営に関わる重要事項を検討・審議し、取締役会に報告しております。執行役員は、担当業務の効率的な執行にあたり、毎月1回以上定期的に開催される執行役員会において、情報の共有化と業務執行の意思統一を図っております。

また、当社は、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としておりますとともに、取締役会の透明性をより高めるため独立性のある社外取締役と、客観性および中立性を確保するため独立性のある社外監査役を、それぞれ複数名選任しております。

## II. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

### 1. 本プランの概要

本プランは、大規模買付者に遵守していただくべきルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）と、大規模買付行為が行われた場合に当社が講じる対抗措置の手続きおよび内容を定めています。

本プランに関する手続きの流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙1）のとおりであります。

## 2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールは、大規模買付者に、①当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供していただくとともに、②一定の期間が経過するまでは大規模買付行為を開始しないでいただくというものです。

### (1) 対象となる大規模買付行為

大規模買付ルールは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）（以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者および大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）を適用対象とします。ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した大規模買付行為は、大規模買付ルールの適用対象からは除外いたします。

#### (注1) 特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、競売買の方法によるか否かを問わず取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

#### (注2) 議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、(注1)の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も計算上考慮されるものとします。）
- (ii) 特定株主グループが、(注1)の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計を意味します。

なお、各株券等保有割合および各株券等所有割合の算出にあたって、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

## (2) 情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要ならびに大規模買付ルールを遵守する旨をいずれも日本語で記載した「意向表明書」を提出していただきます。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者には、当該リストの記載に従い、本必要情報を当社取締役会へ日本語で記載した書面にて提出していただきます。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者およびファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（大規模買付者の具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③ 当社株式の取得対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容等）および取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ④ 当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑤ 当社グループのお客様、お取引先、従業員等のステークホルダーと当社グループとの関係

に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無およびその内容

- ⑥ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません。）および関連性が有る場合にはその関連性に関する詳細、ならびにこれらに対する対処方針
- ⑦ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ⑧ その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付者から提出された情報を精査し、当社取締役会から独立した第三者（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。以下「外部専門家等」といいます。）と協議のうえ、当初提供された情報だけでは不十分と認められる場合には、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。なお、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がなされた場合には、当社取締役会が求める本必要情報がすべて揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、下記(3)の手続きを開始する場合があります。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示することとします。また、本必要情報の概要その他の情報のうち株主の皆様判断のために必要であると認められる内容は、適切な時期において開示することとします。

### (3) 当社取締役会による内容の検討・大規模買付者との交渉・代替案の提示

当社取締役会は、本必要情報の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めた後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定するとともに、その旨の情報開示を行います。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、株主の皆様へ開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉したり、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

大規模買付者には、取締役会評価期間が経過するまでは、大規模買付行為を開始しないこととしていただきます。

#### (4) 株主意思の確認手続き

当社取締役会は、大規模買付行為に対し対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくときは、以下に定める要領に従って、新株予約権の無償割当てを行うことまたはこれを当社取締役に委任することを議案とする株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催するものとします。

本株主総会は、取締役会評価期間終了後60日以内に開催するものとしますが、事務手続き上やむを得ず当該期間内に開催することができない場合は、事務手続き上可能な限り最も早い日に開催するものとします。

当社取締役会が、本株主総会を開催することとした場合は、大規模買付者には本株主総会、または、本株主総会において新株予約権の無償割当てを行うことを取締役会に委任した場合には当該取締役会が終了するまでは、大規模買付行為を開始しないこととしていただきます。

- ① 当社取締役会は、対抗措置を発動する必要があると判断した後速やかに本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。
- ② 本株主総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ③ 本株主総会の決議は、法令および当社定款第18条第1項に基づき、出席した株主の議決権の過半数をもって行うものとします。
- ④ 当社取締役会は、本株主総会にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、本株主総会の基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または本株主総会の延期もしくは中止をすることができるものとします。

なお、当社取締役会は、本株主総会開催の決定、および本株主総会の決議内容について速やかに開示することとします。

### 3. 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会が、大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものではないと判断した場合、当社取締役会は、上記2. (4)の手続きを行わないこととします。

一方、当社取締役会が、大規模買付行為が、例えば、以下の①から⑧のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものであると判断し、かつ、対抗措置の発動が必要であると判断した場合、当社取締役会は、上記2. (4) の手続きに従って、本株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくものとします。

- ① 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買い取りを要求する行為
- ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ⑤ 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為
- ⑥ 大規模買付者の提案する大規模買付行為の条件（大規模買付行為の対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性、大規模買付行為完了後の経営方針または事業計画、大規模買付行為完了後における当社グループの少数株主、お客様、お取引先、従業員等のステークホルダーに対する方針、その他の条件の具体的内容等を含みますがこれに限りません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適当な買付けであると判断される場合
- ⑦ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社グループの従業員、お取引先等との関係または当社グループの企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付行為
- ⑧ 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関連を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値または株主共同の利益を確保することを目的として、当社取締役会の決議により対抗措置を発動する場合があります。

当社取締役会は、大規模買付ルールを遵守したか否かおよび対抗措置を発動するか否かを判断するにあたって、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を受けることとします。また、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合であっても、当社取締役会は、株主の皆様の意思を尊重する趣旨から、上記2. (4) の手続きに従って、本株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

(3) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会は、当社の企業価値または株主共同の利益を守るための対抗措置として、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当てを行うものとします。

なお、対抗措置として行われる新株予約権の無償割当て時に、株主の皆様にご割当てられる新株予約権の概要は、(別紙2)に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項、および取得条件等を設けることがあります。

4. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、2026年6月30日までに開催される第113期定時株主総会終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、会社法、金融商品取引法その他の法令または金融商品取引所規則の変更等により合理的に必要と認められる範囲で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更がなされた場合には、当該廃止または変更の事実および(変更の場合には)変更の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令および金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

## 5. 株主・投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本プランへの更新時に株主・投資家の皆様に与える影響等

本プランへの更新時においては、新株予約権の無償割当てを行うものではありませんので、株主および投資家の皆様の権利関係に影響はございません。

### (2) 対抗措置の発動時に株主・投資家の皆様に与える影響等

当社取締役会は、本プランに基づき、対抗措置を発動することがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、新株予約権の発行時においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希薄化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希薄化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、法的権利および経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

なお、いったん本株主総会または当社取締役会で新株予約権の無償割当てが決定された場合であっても、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、当社取締役会による対抗措置発動の必要性判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものでなくなった場合、または新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でなくなった場合は、新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、新株予約権の無償割当てを中止し、また、新株予約権の無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、新株予約権を無償にて取得する場合があります。

これらの場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主・投資家の皆様の、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

(3) 対抗措置の発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、本株主総会または当社取締役会において、新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に新株予約権が無償で割り当てられ、新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となります。

また、当社が無償割当てした新株予約権を取得する場合、当社は、法定の手続きに従って、本株主総会または当社取締役会が定める一定の日の到来をもって、無償割当てした新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引換えに対象株式数の当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付します。

なお、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、対抗措置の発動に関する本株主総会または当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

Ⅲ. 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

1. 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記Ⅰの取組み）について

上記Ⅰに記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値または株主共同の利益を持続的に向上させるために策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各施策は、基本方針に従い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではありません。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記Ⅱの取組み）について

(1) 当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断する、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保するとともに、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値または株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

(2) 当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものではないこと

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、また、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた

買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。

② 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会において、大規模買付ルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案が承認されることを条件に効力が発生することとしています。

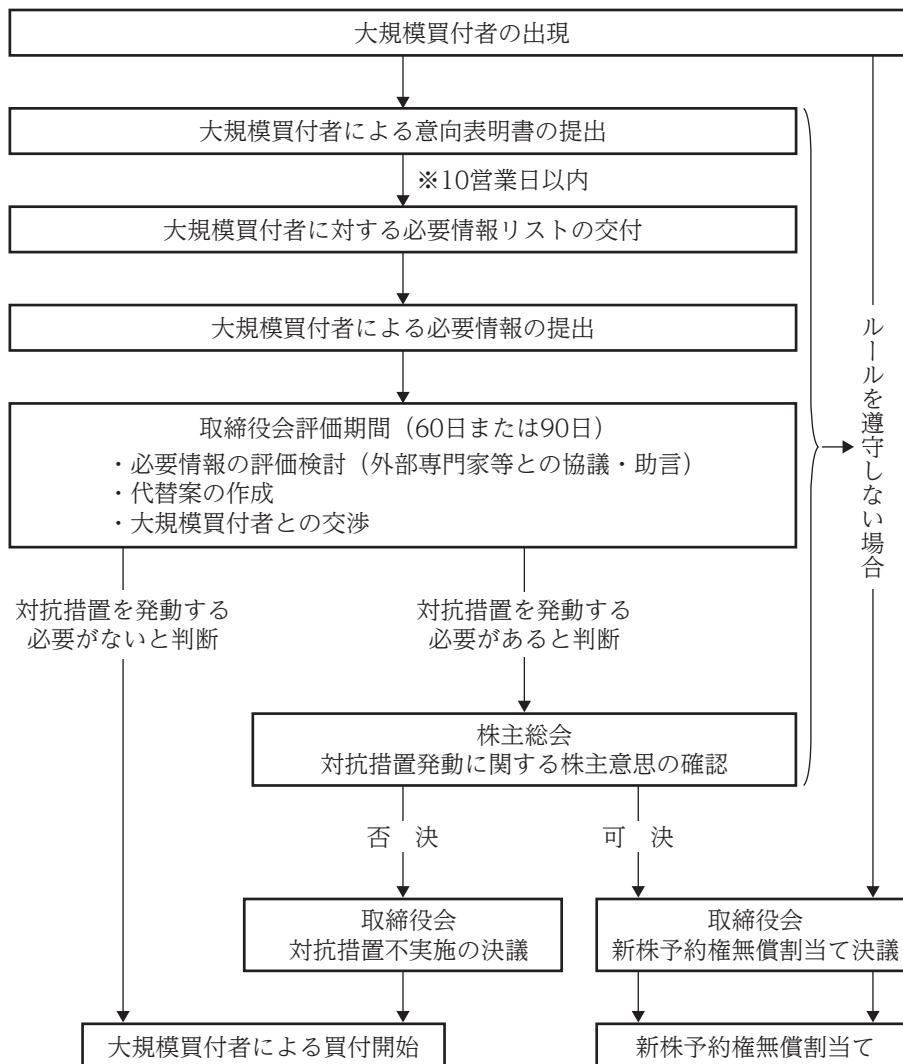
また、本プランでは、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合で、当社取締役会が、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものであると判断し、かつ、対抗措置の発動が必要であると判断した場合は、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主総会を開催するものとしています。

③ デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により、いつでも廃止することができることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年としていることから、スローハンド型買収防衛策（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）でもありません。

(別紙1) 本プランの概要図



※本概要図は、本プランの概要を表示したものです。具体的な内容につきましては本文をご参照ください。

## (別紙2) 新株予約権の無償割当ての概要

### 1. 新株予約権の数

新株予約権の無償割当てに関する株主総会決議または取締役会決議（以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の所有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

### 2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社株式（ただし、同時点において当社の所有する当社株式の数を控除します。）1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割当てます。

### 3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

### 4. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株とします。

### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、金1円以上で新株予約権無償割当て決議において定める額とします。

### 6. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（以下「非適格者」といいます。）に行使を認めないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

### 8. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間（以下「行使期間」といいます。）は新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1カ月間から3カ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、当社が新株予約権を取得する場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

### 9. 当社における新株予約権の取得

(1) 当社は、当社株主総会または当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」といいます。）の到来をもって、非適格者以外の者が有する新株予約権のうち、当社株主総会または当社取締役会の定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引き換えに新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとします。

(2) 当社は、行使期間開始日または取得日のいずれか早い日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社株主総会または当社取締役会が認める場合には、当社株主総会または当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができるものとします。

### 10. その他必要な事項

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上



## (ご参考) 事業報告サマリー

### 業績ハイライト

#### 売上高

120,651百万円

前期比 2.2%増

#### 営業利益

5,399百万円

前期比 37.3%減

#### 経常利益

5,465百万円

前期比 37.2%減

#### 親会社株主に帰属する 当期純利益

4,080百万円

前期比 34.5%減

#### ▼ 目標とする経営指標について

社会環境や経営環境がめまぐるしく変化し先の見えない状況のなかで、持続的な成長と企業価値の向上のため、事業領域の拡張や事業の再構築により収益力を高めるとともに、経営の効率化と財務体質の強化を進めてまいります。経営指標といたしましては、売上高営業利益率、自己資本比率およびROEの向上を重視してまいります。

#### ▼ 配当について

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、今後の事業展開に向けた投資のための内部留保の充実を図りつつ、経営体質の一層の強化と堅実な経営基盤の確保に努めますとともに、純資産配当率や配当性向などの各種指標を勘案し、業績に裏付けられた成果を、安定的な配当として維持、継続いたしますことを基本方針としております。

#### 売上高営業利益率

4.5%

前期比  
2.8%減

#### 自己資本比率

48.2%

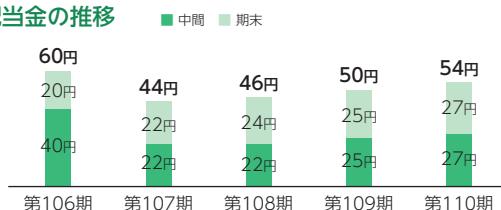
前期比  
1.8%増

#### ROE

6.6%

前期比  
4.2%減

#### 配当金の推移



(注) 第106期(2018年12月1日付)に、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。



# 第3次中期経営計画 (2024年3月期～2026年3月期)

当社グループが目指す未来に向けて

企業理念 (存在意義)

「食卓に、自然としあわせを。」

## 第3次中期経営計画

### 【基本方針】

「地の恵み スパイス&ハーブ」を核とした事業により、世界の食の進化・発展と、持続可能な未来の実現に貢献します。

### 【重点戦略】

- ・価値ある製品の提供
- ・成長分野への投資
- ・持続可能な事業の実現
- ・人と組織の活性化
- ・地球との共生

## 長期テーマ

### 長期目標

海外売上高比率 **40%超**

### 探求と挑戦

スパイス&ハーブの  
機能性研究・産地開発

### 人材力の強化

グローバル人材・デジタル人材・研究者  
育成投資

おいしく、  
健やかで、  
明るい未来

1923年創業

創業理念「美味求真」

現在

2026年3月

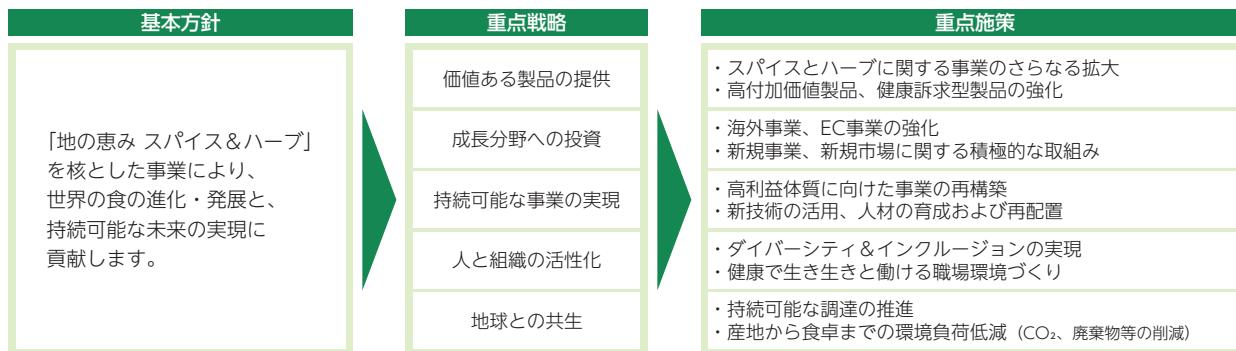
### マテリアリティ (重要課題)

- ・食の安全・安心
- ・地球温暖化・気候変動
- ・食品廃棄 (フードロス) の発生・増大
- ・食品容器に起因する環境問題
- ・食のニーズの多様化への対応
- ・食による健康被害の発生

etc.

## 第3次中期経営計画

## 方針・戦略



## 第3次中期経営計画

## 財務目標（連結）

	売上高	営業利益	売上高営業利益率	ROE
2023年3月期実績	1,206億円	53億円	4.5%	6.6%
2026年3月期目標*	1,207億円	64億円	5.3%	6.0%

\*2024年3月に、株式会社ヒガシヤデリカが運営する調理済食品事業の事業譲渡を予定しております（2023年3月期 売上高132億円、営業利益7億円）。

## 第3次中期経営計画

## 非財務目標

エスピー食品ミッション	KPI	2026年3月期目標
安全・安心への取組み強化	品質保証部門と各工場による「品質保証協議会」の実施率	100%
環境負荷の低減、 社会・環境に配慮した製品の提供	石油由来プラスチック製パッケージ削減率：2020年度比	3%減
	家庭用レトルト製品のレンジ対応化率	40%
グローバル社会に適応した 多様化の推進	主要香辛料、パーム油、紙の持続可能な調達を推進*	—
	男性・女性の新卒採用比率	それぞれ40%以上
	男性の育休取得率	80%
	年次有給休暇取得率	80%
お客様や従業員の健康・安全	従業員エンゲージメント指標の向上率：2022年度比	5%増
	レシピサイト掲載の減塩レシピ数	60レシピ
	カレー製品（即席ルウ、レトルト）の塩分削減率：2020年度比	1.5%減
	「食事」「運動」「睡眠」に関する生活改善プログラムの実施率	70%
	保健師・栄養士による特定保健指導の実施率：期間累計	100%

\*「持続可能な調達に関するコミットメント」、2030年目標

## (添付書類)

# 事業報告

(自2022年4月1日)  
(至2023年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に伴う行動制限が緩和され、徐々に、経済活動の正常化の動きが見られる一方、ウクライナ情勢長期化の影響等による原材料の価格高騰や供給面での制約に加え、外国為替市場での急激な円安の進行などから、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

食品業界におきましては、外食需要の回復の動きといった消費行動や市場構造の変化、原材料・エネルギー価格の高騰等の要因により物価上昇が続いているほか、更なる物価上昇懸念等の先行きへの不安からお客様の節約志向が高まるなど、引き続き厳しい経営環境となりました。

このような状況のなかで、当社および連結子会社（以下、「当社グループ」といいます。）は、企業理念・ビジョンのもと、2020年4月より開始いたしました第2次中期経営計画に基づき、「地の恵み スパイス&ハーブ」を核とした事業活動を推進するとともに、社会環境の変化やお客様のニーズの多様化への対応に全社一体となって取り組んでまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症に対しては、徹底した対策を継続し従業員の安全確保と製品の安定的な生産・供給に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、食料品事業におきまして、外食需要の回復の動きが進んだことに加え、即席グループやインスタント食品その他グループを中心に、家庭用製品も堅調に推移いたしましたことなどから、前期比26億4百万円増の1,206億51百万円（前期比2.2%増）となりました。

利益面につきましては、売上高は増加いたしましたものの、原材料価格等の高騰により売上原価率が上昇いたしましたことから、営業利益は前期比32億18百万円減の53億99百万円（同37.3%減）、経常利益は前期比32億44百万円減の54億65百万円（同37.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比21億44百万円減の40億80百万円（同34.5%減）となりました。

事業別・製品区分別の状況は、以下のとおりであります。なお、食料品事業内の各製品区分別の売上高は出荷価格ベースのため、その合計は食料品事業の売上高と一致いたしません。

#### ① 食料品事業

即席グループやインスタント食品その他グループが順調に推移いたしましたことから、売上高は前期比24億34百万円増の1,073億82百万円（前期比2.3%増）となりました。なお、セグメント利益（営業利益）は前期比32億36百万円減の45億68百万円（同41.5%減）となりました。

##### <スパイス&ハーブ>

業務用香辛料が堅調に推移いたしましたものの、洋風スパイス、シーズニングスパイスが減少いたしました。

以上の結果、売上高は前期比1億12百万円減の303億25百万円となりました。

##### <即席>

主力ブランドの「ゴールデンカレー」が順調に推移いたしますとともに「栗原はるみわたしのカレー」などのパウダールウ製品も寄与いたしました。

以上の結果、売上高は前期比29億41百万円増の362億70百万円となりました。

##### <香辛調味料>

チューブ製品はお徳用タイプが堅調に推移したものの、「本生」シリーズなどが減少いたしました。また、「李錦記」ブランド製品も減少いたしました。

以上の結果、売上高は前期比13億円減の412億81百万円となりました。

##### <インスタント食品その他>

レトルトカレーや「どんぶり党」シリーズなどの家庭用製品が伸長したことに加え、業務用製品も順調に推移いたしました。

以上の結果、売上高は前期比20億43百万円増の315億91百万円となりました。

## ② 調理済食品

調理麺などが増加いたしましたことから売上高は前期比1億69百万円増の132億68百万円（前期比1.3%増）となりました。なお、原価低減に努めたことなどからセグメント利益（営業利益）は前期比17百万円増の7億87百万円（同2.3%増）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は、上田・東松山・宮城の当社3工場および子会社における製品の安全・安心対策や、生産性向上ならびに供給体制の強化を目的とする生産設備の増強や更新、改良などにより、総額44億6百万円の投資を行いました。

食料品事業におきましては、当社上田工場および宮城工場における生産設備の増強、更新を中心に41億20百万円、また、調理済食品におきましては、株式会社ヒガシヤデリカの生産設備の更新、改良などにより2億86百万円の設備投資を行いました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済環境につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する感染症法上の分類が移行したことに伴い、経済活動の正常化が加速するとみられる一方、ウクライナ情勢の長期化の影響等により、原材料・エネルギー価格は引き続き高い水準で推移するものと見込んでおります。

食品業界におきましては、原材料価格等の高騰が企業収益や価格に影響を与えるなかで、お客様の節約志向の高まりなど消費行動や市場構造の変化への対応が求められるものと想定されます。

当社グループといたしましては、中期経営計画の施策に取り組むことで、さまざまな環境変化や、お客様のニーズの変化・多様化に柔軟かつスピーディに対応し、食品メーカーとしての使命を果たすとともに、常に新たな価値を提供し続けてまいります。そして、当社ビジョンの実現に向け、当社グループの強みをさらに伸ばし、ブランド価値を高めていくなかで、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

また、世界的な気候変動や人口増加・高齢化、そして生活様式や価値観の多様化など、世界中で社会環境が大きく変化を続けるなかで、企業や製品に求められるものは、これまで以上に多岐にわたっております。当社グループでは、社会に価値を提供する企業として永続的に存在し、成長し続けるため、重要度の高い社会課題「マテリアリティ」を特定し、活動目標として「エスビー食品ミッション」を掲げております。この「エスビー食品ミッション」のもと、地球環境保全やSDGsの達成に寄与することを目指し、活動テーマに沿った事業活動を進めてまいります。

#### マテリアリティ（重要課題）

- 食の安全・安心
- 気候変動による食料不足・農業衰退
- 地球温暖化・気候変動
- 資源枯渇
- 食品廃棄（フードロス）の発生・増大
- 食品容器に起因する環境問題
- 海洋プラスチックごみ問題
- 食のニーズの多様化への対応
- 働き方の多様化への対応
- 食による健康被害の発生
- 労働者の健康・安全

#### エスビー食品ミッション※

安全・安心への取組み強化

環境負荷の低減

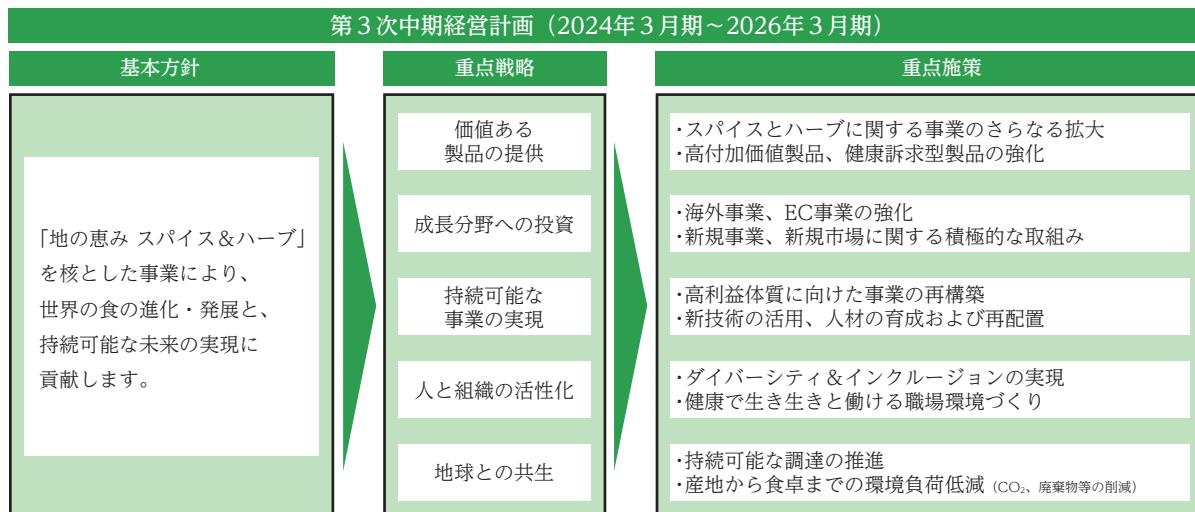
社会・環境に配慮した製品の提供

グローバル社会に適応した多様化の推進

お客様や従業員の健康・安全

※当社グループが社会に価値を提供する企業として永続的に存在し、成長し続けるための活動目標

以上を踏まえ、2023年4月より開始いたしました第3次中期経営計画におきましては、スパイスとハーブに関する事業を通じて、世界のお客様の豊かで健やかな暮らしに貢献するとともに、社会課題の解決に取り組んでまいります。



社会環境や経営環境がめまぐるしく変化し先の見えない状況のなかで、持続的な成長と企業価値の向上のため、事業領域の拡張や事業の再構築により収益力を高めるとともに、経営の効率化と財務体質の強化を進めてまいります。経営指標といたしましては、売上高営業利益率、自己資本比率およびROEの向上を重視してまいります。

第3次中期経営計画の最終年である2026年3月期の目標値は、以下の通りであります。

<2026年3月期の目標値>

売上高	1,207億円
営業利益	64億円
売上高営業利益率	5.3%
ROE	6.0%

※2024年3月に、株式会社ヒガシヤデリカが運営する調理済食品事業の事業譲渡を予定しております（2023年3月期 売上高132億円、営業利益7億円）。

第3次中期経営計画におきましては、以下の非財務目標を中心に、世界の人々のしあわせと持続可能な未来の創造に取り組んでまいります。

エスビー食品ミッション	KPI	2026年3月期 目標
安全・安心への取組み強化	品質保証部門と各工場による「品質保証協議会」の実施率	100%
環境負荷の低減、 社会・環境に配慮した製品の提供	石油由来プラスチック製パッケージ削減率：2020年度比	3%減
	家庭用レトルト製品のレンジ対応化率	40%
グローバル社会に適応した 多様化の推進	主要香辛料、パーム油、紙の持続可能な調達を推進※	—
	男性・女性の新卒採用比率	それぞれ40%以上
	男性の育休取得率	80%
	年次有給休暇取得率	80%
お客様や従業員の健康・安全	従業員エンゲージメント指標の向上率：2022年度比	5%増
	レシピサイト掲載の減塩レシピ数	60レシピ
	カレー製品（即席ルウ、レトルト）の塩分削減率：2020年度比	1.5%減
	「食事」「運動」「睡眠」に関する生活改善プログラムの実施率	70%
	保健師・栄養士による特定保健指導の実施率：期間累計	100%

※「持続可能な調達に関するコミットメント」、2030年目標

コーポレート・ガバナンスにつきましては、執行役員制度のもと、取締役と執行役員の役割を明確にすることで、意思決定と業務執行のスピードアップを図り、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応いたしますとともに、取締役会の実効性を高めるための取組みを継続して進めてまいります。また、当社グループ全体の内部統制の充実を図るとともに、企業活動を取り巻くさまざまなリスクに対しては「リスクマネジメント委員会」を中心として、継続的に管理体制を強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 107 期 (2019.4~2020.3)	第 108 期 (2020.4~2021.3)	第 109 期 (2021.4~2022.3)	第 110 期 (2022.4~2023.3)
売 上 高	百万円 112,578	百万円 114,255	百万円 118,046	百万円 120,651
経 常 利 益	百万円 7,121	百万円 9,383	百万円 8,709	百万円 5,465
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	百万円 5,485	百万円 6,652	百万円 6,225	百万円 4,080
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 431.92	円 523.78	円 492.16	円 332.28
純 資 産	百万円 47,679	百万円 55,137	百万円 59,903	百万円 62,925
総 資 産	百万円 120,470	百万円 125,410	百万円 128,984	百万円 130,462

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第108期の期首より適用しております。第107期の財産および損益の状況につきましては、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
エスピーガーリック食品株式会社	百万円 89	100.0%	即席カレー等の製造販売
エスピースパイス工業株式会社	32	100.0	香辛料、香辛調味料の製造販売
株式会社エスピー興産	50	100.0	香辛料、調味料および包装資材の仕入販売
株式会社エスピーサンキョーフーズ	10	100.0	缶詰、レトルト食品の製造販売
株式会社大伸	10	—	香辛料、香辛調味料の製造販売
株式会社ヒガシヤデリカ	80	100.0	調理麺等の製造販売
株式会社泰秀	10	—	香辛料、調味料および包装資材の仕入販売
S&B INTERNATIONAL CORPORATION	千USドル 100	100.0	香辛調味料、即席カレー等の仕入販売
S&B FOODS SINGAPORE PTE.LTD.	千SGドル 650	100.0	香辛調味料、即席カレー等の仕入販売

- (注) 1. 当連結会計年度より、前連結会計年度まで非連結子会社であった株式会社泰秀およびS&B FOODS SINGAPORE PTE.LTD.につきまして、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。
2. 株式会社大伸の株式は、子会社エスピーガーリック食品株式会社が100.0%保有しております。
3. 株式会社泰秀の株式は、子会社株式会社エスピー興産が100.0%保有しております。

## (7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

当社グループは、「食料品事業」におきましては、各種香辛料、即席カレー、チューブ製品、レトルトカレー等の製造・販売のほか、関連する原材料の調達を行っており、「調理済食品」におきましては、調理麺等の製造・販売を行っております。

各事業の主な製品等につきましては、以下のとおりであります。

事業区分	製品区分	主な製品等
食料品事業	スパイス & ハーブ	純カレー、コショウ、洋風スパイス、シーズニングスパイス
	即席	ゴールデンカレー、フォン・ド・ボー ディナーカレー、とろけるカレー、濃いシチュー
	香辛調味料	本生本わさび、おろし生しょうが、中華
	インスタント食品その他	おでんの素、レトルトカレー、パスタソース
調理済食品	—	調理麺、パン

(8) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

<主要事業所および工場>

名 称	所在地	名 称	所在地
本 社	東 京 都	上 田 工 場	長 野 県
八丁堀ハーブテラス	東 京 都	東 松 山 工 場	埼 玉 県
板橋スパイスセンター	東 京 都	宮 城 工 場	宮 城 県

<支店および営業所>

名 称	所在地	名 称	所在地	
北海道支店	札 幌 営 業 所	北海道	中部支店	
東北支店	北 東 北 営 業 所	岩 手 県	静岡営業所	
	南 東 北 営 業 所	宮 城 県		
東京支店	東 部 営 業 所	千 葉 県		中部第1・第2営業所
	中 央 営 業 所	東 京 都	北 陸 営 業 所	
	西 部 営 業 所	東 京 都	関西第1・第2・第3営業所	
	神 奈 川 営 業 所	神 奈 川 県	中国第1営業所	
関東・信越支店	関 東 営 業 所	埼 玉 県	中四国支店	
	新 潟 営 業 所	新 潟 県		中国第2営業所
	長 野 営 業 所	長 野 県		四 国 営 業 所
九州支店	九州第1・第2営業所	福 岡 県	九州支店	
	鹿 児 島 営 業 所	鹿 児 島 県	鹿 児 島 営 業 所	
	沖 縄 営 業 所	沖 縄 県	沖 縄 営 業 所	
欧州支店	—	イギリス		

(注) 2022年4月28日付で欧州支店を開設いたしました。

② 子会社

名 称	本 社 所 在 地	名 称	本 社 所 在 地
エスピーガーリック食品株式会社	栃 木 県	株式会社ヒガシヤデリカ	東 京 都
エスピースパイス工業株式会社	東 京 都	株式会社 泰 秀	東 京 都
株式会社エスピー興産	東 京 都	S&B INTERNATIONAL CORPORATION	ア メ リ カ
株式会社エスピーサンキョーフーズ	静 岡 県	S&B FOODS SINGAPORE PTE.LTD.	シ ン ガ ポ ール
株式会社 大 伸	埼 玉 県		

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
食料品事業	2,034名	+34名
調理済食品	118名	-4名
合計	2,152名	+30名

(注) 従業員数は就業人員（嘱託を含み、臨時従業員を除く）であります。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
農林中央金庫	7,168 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	6,279

## 2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 35,200,000株  
 (2) 発行済株式の総数 13,622,234株 (自己株式1,537,671株を含む)  
 (3) 株主数 13,478名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
山崎兄弟会	1,200	9.93
農林中央金庫	612	5.06
株式会社三菱UFJ銀行	542	4.49
株式会社きらぼし銀行	489	4.05
セコム損害保険株式会社	352	2.92
大日本印刷株式会社	344	2.85
日本生命保険相互会社	325	2.70
第一生命保険株式会社	248	2.06
株式会社三井住友銀行	244	2.03
三井住友信託銀行株式会社	242	2.01

(注) 当社は、自己株式1,537,671株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	小 形 博 行	株式会社エスピー興産代表取締役社長 S&B INTERNATIONAL CORPORATION チェアマン (CEO)
代表取締役社長	池 村 和 也	マーケティング企画室管掌兼海外事業部担当
常務取締役	田 口 裕 司	営業グループ管掌兼ハープ事業部担当
常務取締役	小 島 和 彦	開発生産グループ担当兼品質保証室担当
取 締 役	加 治 正 人	執行役員管理サポートグループ担当 兼人事総務室担当兼指名諮問委員会委員 兼報酬諮問委員会委員
取 締 役	横 井 実	執行役員経営企画室長 兼管理サポートグループ広報・IR室担当 兼情報統括担当役員
取 締 役	谷 修	指名諮問委員会委員長兼報酬諮問委員会委員長 弁護士、西武信用金庫理事
取 締 役	大 嶽 佐 由 美	有限会社Office Otake 代表取締役
取 締 役	瀧 野 敏 子	医師、医療法人 ラ・クォール会理事長・院長
監 査 役（常勤）	西 邨 正 敏	
監 査 役	葛 山 康 典	早稲田大学社会科学総合学術院教授
監 査 役	松 家 元	指名諮問委員会委員兼報酬諮問委員会委員 弁護士
監 査 役	鶴 高 利 行	公認会計士、税理士

- (注) 1. 取締役谷 修氏、大嶽佐由美氏および瀧野敏子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役葛山康典氏、松家 元氏および鶴高利行氏は、社外監査役であります。
3. 監査役葛山康典氏は、企業財務に関する研究および教授等を通じて、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役鶴高利行氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役谷 修氏、大嶽佐由美氏および瀧野敏子氏ならびに監査役葛山康典氏、松家 元氏および鶴高利行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 2023年4月1日付をもって、次のとおり取締役の担当を変更いたしました。
- |         |         |  |
|---------|---------|--|
| 代表取締役社長 | 池 村 和 也 | マーケティング企画室担当兼海外事業部担当                                     |
| 取締役     | 横 井 実   | 執行役員経営企画室長兼業務改革推進室担当<br>兼管理サポートグループ広報・IR室担当<br>兼情報統括担当役員 |

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。2023年4月1日現在、執行役員は15名で、取締役のうち執行役員を兼務する者2名の他に下記13名の執行役員がおります。

上席執行役員海外事業部長	弓 部 重 明
上席執行役員	伊 藤 重 義
執行役員	鎌 田 典 明
執行役員	佐 竹 良 昭
執行役員	成 沢 智 仁
執行役員開発生産グループ中央研究所長	大 久 陽 子
執行役員営業グループ業務用担当	金 子 功
執行役員管理サポートグループ財経管理室長 兼法務・ガバナンス室担当	山 崎 崇 弘
執行役員営業グループ担当兼東日本担当	杉 田 雅 彦
執行役員開発生産グループ供給部長	渡 邊 泰 一 郎
執行役員開発生産グループ スパイスコントロール室長兼供給部担当	三 浦 兼 仁
執行役員開発生産グループ商品部長	中 川 栄 治
執行役員開発生産グループ上田工場長	河 合 葉 子

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、法令が規定する限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社および子会社の取締役、監査役ならびに執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。なお、当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年1月29日開催の取締役会において、取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が、当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

##### ・基本報酬に関する方針

当社取締役の報酬総額は、月額30百万円以内であり、取締役（社外取締役を除く）の個人別報酬等は、報酬総額の範囲内で、取締役会が定めた規程に基づき、個々の取締役の職務と責任および実績に業績要素を加味した固定報酬と業績連動報酬により構成されております。

また、当社社外取締役の個人別報酬等は、上記報酬総額の範囲内で、それぞれの役割を考慮し、固定報酬のみとしており、その額は規程に定めております。

##### ・業績連動報酬等に関する方針

当社取締役の個人別報酬等のうち、業績連動報酬に係る指標は、売上高および営業利益等の中期経営計画と連動した財務諸表における定量指標に加えて、担当部門や各取締役の目標達成度を採用しております。業績連動報酬の額または算定方法の決定に関する方針は、個々の取締役の職務と責任および実績に業績要素を加味することとしており、その決定権限は取締役会が有しております。

##### ・報酬等の割合に関する方針

当社取締役（社外取締役を除く）の報酬額全体における固定報酬と業績連動報酬の割合は、概ね7：3としております。

##### ・報酬付与の時期および条件の決定方針

当社取締役の報酬等は、役位ごとに定めた固定報酬、業績連動報酬を合わせた額を、月例支給額として在任中に支給しております。

##### ・報酬等の決定に関する事項

当社取締役の個人別報酬等の内容は、個々の取締役の職務と責任および実績に業績要素を加味することとしております。なお、客観性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関である、報酬諮問委員会にて、審議した結果の答申を受けて、取締役会で決定いたします。

② 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	
取締役 (うち社外取締役)	209 (22)	159 (22)	49 (-)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	34 (15)	34 (15)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	243 (38)	193 (38)	49 (-)	16 (7)

- (注) 1. 業績連動報酬に係る定量指標の目標は、売上高、営業利益等の公表計画値を使用しており、その実績は、第109期の売上高1,180億46百万円、営業利益86億17百万円であります。当該指標を選択した理由は持続的な成長に対する貢献意識を高めるためであり、当社の業績連動報酬は、各取締役の役員および担当部門の目標達成度も勘案して算定されております。
2. 取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第93期定時株主総会において月額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名であります。
3. 監査役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第93期定時株主総会において月額6百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

③ 当事業年度における退職慰労金の額 (上記②の報酬等の額を除く。)

2006年6月29日開催の第93期定時株主総会の決議に基づく退職慰労金の額は、次のとおりであります。

取締役1名            2百万円

## (5) 社外役員の本業年度における主な活動状況

### ① 社外取締役

地位	氏名	主 な 活 動 状 況 お よ び 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取締役	谷 修	本業年度開催の取締役会13回の全てに出席しております。また、期待される弁護士としての豊富な経験および専門的見地に基づいた適切な助言等については、客観的な立場から、リスクマネジメント等を中心に適宜発言を行っております。 なお、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員長として、本業年度に開催された指名諮問委員会2回、報酬諮問委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関わる答申を主導しております。
取締役	大嶽佐由美	本業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席しております。また、期待される豊富な国際経験やマーケティングに関する高い見識に基づいた適切な助言等については、客観的な立場から、国際情勢やマーケティング等を中心に、適宜発言を行っております。
取締役	瀧野敏子	2022年6月29日就任以降、本業年度開催の取締役会9回の全てに出席しております。また、期待される医師としての豊富な経験および高い見識や医療機関における組織マネジメントの経験に基づいた適切な助言等については、客観的な立場から、社会情勢や組織運営等を中心に、適宜発言を行っております。

### ② 社外監査役

地位	氏名	主 な 活 動 状 況
監査役	葛山康典	本業年度開催の取締役会13回の全てに、また、監査役会8回の全てに出席し、企業財務の専門家としての見地から発言を行っております。
監査役	松家元	本業年度開催の取締役会13回の全てに、また、監査役会8回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験および専門的見地から発言を行っております。 なお、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、本業年度に開催された指名諮問委員会2回、報酬諮問委員会3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社役員候補者の選定や役員報酬等の決定に関わる答申を行っております。
監査役	鵜高利行	本業年度開催の取締役会13回の全てに、また、監査役会8回の全てに出席し、公認会計士・税理士としての豊富な経験および専門的見地から発言を行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

双研日栄監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査実績および当事業年度の監査計画を確認のうえ、報酬見積もりの算出根拠およびその妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、株式の売出しに係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号にある解任事由に当たると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行状況等を総合的に評価し、変更の必要があると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則の規定に基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を以下のとおりといたしております。

#### ① 当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制

当社は、企業倫理、法令遵守および企業の社会的責任の観点から、「企業理念」、「ビジョン」および「行動規範」を精神的支柱とし、これらを全役職員に周知徹底させることが重要であると認識している。内部統制システムの構築においては、「企業理念」等を念頭に、事業経営の有効性と効率性を高め、財務報告の信頼性を確保し、事業経営に関わる法令や定款および企業倫理の遵守を促し、また企業財産の保全が図られる企業体制を作ることとする。

取締役会は、『経営判断の原則』（ビジネス・ジャッジメント・ルール）に従って、会社経営の重要事項を審議・決定し、決定事項を執行役員に執行させて、常時その執行状況の報告を受ける体制を確保する。

内部統制システムは、社会・経済環境の変化とともに絶えず見直し・改定を行い、いかなる経営環境下にあっても、企業としての永続性の保持に資するものでなければならない。

また、企業風土として本来有する自律的チェック機能の醸成を促すため、各部門の有する自律的チェック機能と部門間の相互牽制機能を働かせることが可能な組織体制を構築する。取締役会の直属の組織として設置した内部監査室が、これらの機能を補完し、さらに全社横断的なチェック機能を担うものとし、内部統制システムの強化と内部監査体制の充実を図る。

さらに、取締役会は、監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備に留意するものとする。

#### ② 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書・情報については、「会社情報取扱規程」、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」およびその他規程等に基づき、保存管理する。また、取締役会、執行役員会などの主要な会議体の議事録および付議事項に係る各種の資料等は機密情報として高度なセキュリティを設定したうえで閲覧できる者を限定して保存管理することで、情報の利用と管理の徹底を図るものとする。

文書・情報等の保存管理体制については、情報統括担当役員のもとで一層の実効性確保に努めるとともに、必要に応じて各規程類の見直しを行う。また、内部監査室は、適切に実施されているかについて、定期的に検証し、その結果を取締役に報告するものとする。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関しては、会社経営に重要な影響を及ぼすおそれのあるリスクの回避または軽減を図るため、「リスクマネジメント基本規程」を制定する。また、リスクに対応する各種マニュアルを作成し、全役職員に周知徹底する。

取締役会のもとにリスクマネジメント委員会を設置し、リスクの統括的な管理を行うものとする。全社的な対応が必要なリスクについては、リスクの種類に応じて設置された専門部会が、部門における固有のリスクについては、各部門が主体的にリスク対策を実施する。

緊急事態が発生した場合には、対策本部を設置し、社長他担当役員が対策本部長に就任し、対策本部長のもと関係部門が一体となり対処するものとする。

また、内部監査室は、財務情報の適正性を監査するとともに、リスク全般について分析を実施する。そして、その結果の報告と必要あれば改善・是正に関する提言を取締役会に行い、併せて当該リスク分析の結果および取締役会への提言の内容を監査役に報告する。

④ 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

「経営の意思決定および監督機能」と「業務執行機能」を分離し、「経営の意思決定および監督機能」は取締役会が担い、「業務執行機能」は執行役員が担う、執行役員制度を導入しており、これにより、経営および業務執行に関わる意思決定と業務執行のスピードアップを図るとともに、監督機能を強化し、各々の権限と責任を明確にする。

取締役会は、経営における基本戦略を策定し、法令で定められた重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督に専念する。

経営会議は、経営に関わる重要事項を検討・審議し、取締役会の意思決定機能に資する役割を担うものとする。

執行役員は、代表取締役社長または代表取締役社長の指名を受けた役付執行役員を議長とする執行役員会を組織し、取締役会決定事項の伝達・周知、執行戦略の決定および執行役員相互間の連絡・調整等を行うものとする。

なお、取締役等の指名・報酬等に関する事項に関しては、透明性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置し、同委員会で審議した結果を取締役会に答申する。

また、「取締役会規程」や「稟議規程」等の決裁基準の整備を進めるとともに、「役員規程」や「業務分掌規程」等の職務権限や業務分掌に関わる規程等の整備充実を図り、経営および執行両面における効率性の確保と内部統制の充実に努める。

- ⑤ 当社の使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
「行動規範」の詳細を定めた「社員行動基準」を全役職員に周知徹底、遵守させ、全社的なコンプライアンス意識の向上を図るものとする。

なお、「社員行動基準」にあるとおり、誤った行為は個々の従業員やそれぞれの職場では正されるべきであるが、万一、法令違反行為や企業倫理に反する行為などの不正行為が生じた場合に備え、これをいち早く把握するとともに企業内部では是正を図っていくために、内部通報制度を整備・浸透させ、企業の自浄作用を働かせる仕組みを構築する。

また、法令上および企業倫理上の問題に対し、リスクマネジメント委員会の専門部会としてコンプライアンス部会を設置するとともに、必要に応じて顧問弁護士などの外部専門家からアドバイスおよび指導を受け、常に適法性をチェックする体制を構築し、コンプライアンスを重視した経営に努めるものとする。

反社会的勢力に対しては、社会的な秩序を尊重し、必要な場合には法的措置を前提として、屈することなく毅然とした態度で対応する。

- ⑥ 当社および当社の子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」といいます。）における業務の適正性を確保するための体制

当社グループの発展を期するために定めた「関係会社管理規程」に基づき、子会社の重要事項については、当社に承認を求めるとともに、一定の職務執行状況については、当社への報告を求めるものとする。また、内部監査室は子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を取締役に報告するものとする。

当社グループ経営の効率的な運用を目的として、当社のグループ企業管理担当部門は、子会社に対する業務指導等を実施するとともに、当社グループ内の取引において、通例的でない取引が行われない体制の構築を図るものとする。

当社の「企業理念」、「ビジョン」や「行動規範」、また、インサイダー取引防止制度および内部通報制度を当社グループで共有するものとし、これらを当社グループの全役職員に広く浸透させていくことで、グループ経営をさらに推進するものとする。また、IT環境の拡大整備を進めていくなかでさらなる情報の共有化に努めるものとする。

当社の子会社のリスク管理に関しては、当社の取締役および執行役員が、取締役会から委嘱された職務に従って、当社と同等のリスク管理体制を構築するよう指導する。

- ⑦ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項  
監査役の職務を補助すべき使用人として、内部監査室の専従者がこれを兼務するが、監査役または監査役会から求めがある場合は、さらなる充実に努めるものとする。
- ⑧ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項  
内部監査室の監査役補助機能の兼務ということに鑑み、内部監査室スタッフの異動および人事考課については、予め監査役に相談し、その同意を求めるものとする。
- ⑨ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は、監査業務の必要性から内部監査室長に対して、監査業務の補助その他情報収集等を指示することができ、取締役会はこれに応じることができる体制の整備に留意する。
- ⑩ 当社の監査役への報告に関する体制  
当社の取締役および使用人は、各監査役の求めに応じて必要な報告を行うものとする。  
主な報告事項は以下のとおり。
- ・ 経営の状況
  - ・ 事業の遂行の状況
  - ・ 財務の状況（連結および単体）
  - ・ 内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況
  - ・ 子会社および関連会社の監査役の活動状況
  - ・ 当社の重要な会社方針、会計基準およびその変更
  - ・ 業績および業績予想の発表の内容、重要開示書類の内容
  - ・ 内部通報制度の運用状況および通報の内容
  - ・ 重要な訴訟・係争その他行政当局等から受けた検査・行政処分等
  - ・ 経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項
  - ・ その他監査役が特に要請した事項
- 取締役会は、監査役に対し、稟議書（監査役が要請したときは添付資料を含む）を回覧し、また執行役員会議事録その他の重要な会議体の議事録（それらの付議資料を含む）を閲覧する体制を整備することにより、執行役員の職務執行の状況を報告するとともに、監査役から重要な会議体への出席要請および詳細報告の要請があったときはこれに応じる体制の整備に留意する。
- 子会社に関しては、内部監査室が行う子会社に対する内部監査の状況を監査役に報告するとともに、子会社の監査役から当社の監査役に報告する体制の整備に努めるものとする。

- ⑪ 当社の監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社グループの役職員が、当社監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを行わないことを確保する体制を整備するものとする。
- ⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社の監査役の職務の執行について生ずる費用は、毎年、一定の予算を設けるものとする。  
また、緊急または臨時に支出した費用について、監査役から償還の請求があった場合は、職務の執行について生ずる費用と認められないものを除き、処理するものとする。
- ⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役と会計監査人は、定期的な会合と必要に応じての臨時的な会合を持つなど、監査業務全般に係る問題について協議し、情報の共有と相互連携の一層の強化を図る。  
監査役と内部監査室は、内部統制システムの状況および内部監査の結果その他の情報の共有化を図るため、毎月1回定期的な会議を開催する。  
取締役会は、監査役が、当社グループの事業所への監査を定期的実施するための体制確保に努めるとともに、監査業務に必要と監査役が判断したときは監査役による外部専門家活用の体制確保に留意する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 取締役の職務の執行に関する事項
- ・取締役会等の権限と責任を明確にしており、経営および業務執行に関わる意思決定と業務執行のスピードアップに努めております。
  - ・取締役会を13回、経営会議を14回開催し、重要事項の検討および審議をするとともに、執行役員会への取締役会決定事項の伝達と周知を行いました。
  - ・内部監査室は、主要な会議体等に関する機密情報の管理について監査を行い、適切に管理されていることを確認しました。
  - ・取締役会の実効性については、アンケート形式による評価を行い、その結果を踏まえ議論の活性化等の課題を取締役会で共有し改善に取り組みました。
  - ・取締役会の諮問機関である指名諮問委員会および報酬諮問委員会は、取締役の指名等について、透明性および客観性のある審議を行い適宜答申を行いました。
- ② 損失の危険の管理に関する事項
- ・全社共通のリスクと部門のリスクを統括するリスクマネジメント委員会において、当社グループのリスクマネジメント体制の適切な運営を図ることで、平時よりリスク管理の徹底

に努めております。

- ・危機発生時に事業への影響を最小限にとどめ、また、速やかに企業活動を回復できるよう、品質保証リスクに備えた訓練や災害に備えた訓練、定期的な情報発信などの啓発活動を適宜実施しました。
- ・適切な情報管理の徹底のため、情報管理に関する啓発活動を定期的実施するとともに、当社グループ全従業員を対象としたSNS利用に関するセルフチェックテストを実施しました。
- ・新型コロナウイルス感染症については、基本的な感染症対策の徹底に努めました。引き続き事業活動に対するリスク低減対策として継続してまいります。

#### ③ コンプライアンス体制に関する事項

- ・精神的支柱である「企業理念」、「ビジョン」や「行動規範」および規程につきましては、社内に公開し、常に閲覧できる状態とすることで周知徹底を図っております。
- ・「社員行動基準」につきましては、海外事業に関係する役職員に対して、各国の法規・法令等に則ったハラスメント等のリスクに関する教育など、全役職員のコンプライアンスに対する更なる意識向上を目的として、引き続き、啓発活動を行いました。
- ・「内部通報制度」につきましては、不正やリスクの早期発見、未然防止に向けた運用が適切に行われるよう、引き続き啓蒙を実施し、更なる周知を行いました。

#### ④ 企業集団に関する事項

- ・「企業理念」、「ビジョン」や「行動規範」を当社グループに浸透させるため、当社事業を通じた社会課題への取組み等に関して、更なる周知に努めました。
- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の適正な運営がなされるよう、担当部門と子会社役職員との連携を強化し、情報の共有化と適切な指導を行いました。
- ・監査体制につきましては、当社および主要な子会社の監査役、グループ企業担当部門が半期に1回連絡会を開催し、監査の実効性の確保に努めるとともに、内部監査室は子会社5社への監査を実施し、業務の適正性確保に努めました。

#### ⑤ 監査役に関する事項

- ・監査役は、取締役会への出席、稟議書や重要な会議体の議事録などの閲覧、必要に応じた取締役および使用人からの報告等により、必要かつ十分な情報を得ております。
- ・監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室と、それぞれ定期的な会議を中心に、適宜情報共有および連携強化を図っております。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合において、その買付けに応じるか否かのご判断については、最終的には株主の皆様にご委ねられるべきものと考えております。また、経営支配権の異動に伴う企業価値向上の可能性についても、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、大規模買付行為のなかには、その目的等から判断して、企業価値または株主共同の利益を損なうおそれがあるものも少なくありません。

当社の企業価値または株主共同の利益は、創業の理念や企業理念、ビジョンに基づく企業活動とそれを可能ならしめる経営体制や企業文化・組織風土等が一体となって、すべてのステークホルダーのご理解やご協力といった基盤の上で形付けられるものであります。このような当社の企業価値を構成するさまざまな要素への理解なくして、当社の企業価値または株主共同の利益が維持されることは困難であると考えております。

当社は、当社株式の適切な価値を株主および投資家の皆様にご理解いただけるよう、適時・適切な情報開示に努めておりますが、突然に大規模買付行為がなされる場合には、株主の皆様が当社株式の継続保有を検討するうえで、かかる買付行為が当社に与える影響や大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画、各ステークホルダーとの関係についての考え方、さらに、当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等の情報は、株主の皆様にとって重要な判断材料になるものと考えております。また、大規模買付者の提示する当社株式の買付価格が妥当なものであるかを比較的短期間のうちに判断をする株主の皆様にとっては、大規模買付者および当社の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが重要と考えております。

こうした考え方のもと、当社は、株主の皆様が当社株式の大規模買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただく機会を提供し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、および当社の企業価値または株主共同の利益に反するような大規模買付行為を抑止するため、一定の場合には企業価値または株主共同の利益を守るために必要かつ相応な措置をとることが、株主の皆様から経営を付託される当社取締役会の当然の責務であると考えております。

## (2) 基本方針実現のための取組み

### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み（企業価値向上のための取組み）

グローバル化・デジタル化といった社会環境の変化が進むなかで、個人の嗜好や価値観、生活様式も多種多様となり、食に対するニーズは複雑化・高度化が進むものと想定されます。一方で、気候変動やそれに起因する食料危機、短期的な利益追求による資源枯渇や廃棄物の増加といった社会課題に対しては、一刻も早い対処が必要な状況にあります。

当社グループは、香辛料のトップメーカーとして創業より100年にわたり培ってきた技術力と開発力を活かし、コアコンピタンスである「地の恵み スパイス&ハーブ」を常に進化させるとともに、お客様視点での研究開発や製品開発、マーケティング活動の強化により、さまざまなニーズの変化に対応してまいります。そして、これら食の進化・発展を追求するだけでなく、環境負荷の低減や社会・環境・人権に配慮した原材料調達および製品供給を通じ、社会課題の解決に取り組んでまいります。

### ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記(1)に記載の基本方針に基づき、当社の企業価値または株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、単に「対応策」といいます。）を導入しております。

対応策は、大規模買付者に遵守いただくべきルールと、大規模買付行為が行われた場合に当社が講じる対抗措置の手続きおよび内容を定めており、その具体的な対抗措置につきましては、当社の企業価値または株主共同の利益を守るため、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当てを行うものであります。

なお、現在の対応策（以下、「本プラン」といいます。）は、2020年6月26日開催の第107期定時株主総会における関連議案の承認可決をもって更新したものであります。

本プランの詳細につきましては、当社ホームページをご覧ください。

（URL <https://www.sbfoods.co.jp/company/ir/plan.html>）

### (3) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

#### ① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値または株主共同の利益を持続的に向上させるために策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものであります。

従って、これらの各施策は、基本方針に従い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断する、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示するために必要な時間や情報を確保するとともに、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値または株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、以下の理由により、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ・ 経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、また、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を勘案した内容となっております。
- ・ 2020年6月26日開催の第107期定時株主総会における、大規模買付ルールを遵守しない場合の対抗措置としての新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任する旨の議案の承認可決をもって本プランに更新しております。
- ・ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合で、当社取締役会が、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものであると判断し、かつ、対抗措置の発動が必要であると判断した場合は、大規模買付行為に対し対抗措置を発動するか否かの判断を株主の皆様に行っていただくために、株主総会を開催するものとしております。
- ・ 当社取締役会により、いつでも廃止することができることから、デッドハンド型買収防衛策（取締役の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、取締役の任期は1年であるため、スローハンド型買収防衛策（取締役の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止しにくい買収防衛策）ではありません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、今後の事業展開に向けた投資のための内部留保の充実を図りつつ、経営体質の一層の強化と堅実な経営基盤の確保に努めますとともに、純資産配当率や配当性向などの各種指標を勘案し、業績に裏付けられた成果を、安定的な配当として維持、継続いたしますことを基本方針としております。

なお、当期の期末配当金につきましては、1株当たり27円といたしました。これにより、当期の1株当たり年間配当金は、中間配当金の27円を加えて54円となります。

~~~~~  
本事業報告中の記載金額および記載株式数は表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>75,303</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>47,363</b>  |
| 現金及び預金          | 20,786         | 支払手形及び買掛金      | 14,164         |
| 受取手形            | 164            | 短期借入金          | 19,000         |
| 売掛金             | 27,868         | リース債務          | 201            |
| 商品及び製品          | 9,681          | 未払金            | 10,571         |
| 仕掛品             | 3,568          | 未払法人税等         | 430            |
| 原材料及び貯蔵品        | 11,623         | 賞与引当金          | 1,505          |
| その他             | 1,609          | 資産除去債務         | 2              |
| 貸倒引当金           | △0             | その他            | 1,487          |
| <b>固定資産</b>     | <b>55,159</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>20,173</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>40,297</b>  | 長期借入金          | 12,046         |
| 建物及び構築物         | 18,610         | リース債務          | 470            |
| 機械装置及び運搬具       | 10,169         | 再評価に係る繰延税金負債   | 1,107          |
| 工具、器具及び備品       | 1,862          | 退職給付に係る負債      | 6,373          |
| 土地              | 8,761          | 資産除去債務         | 123            |
| リース資産           | 594            | その他            | 52             |
| 建設仮勘定           | 299            | <b>負債合計</b>    | <b>67,536</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>544</b>     | <b>(純資産の部)</b> |                |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>14,316</b>  | <b>株主資本</b>    | <b>58,735</b>  |
| 投資有価証券          | 10,100         | 資本金            | 1,744          |
| 長期貸付金           | 0              | 資本剰余金          | 5,336          |
| 繰延税金資産          | 1,649          | 利益剰余金          | 55,615         |
| その他             | 2,587          | 自己株式           | △3,960         |
| 貸倒引当金           | △20            | その他の包括利益累計額    | 4,190          |
| <b>資産合計</b>     | <b>130,462</b> | その他有価証券評価差額金   | 3,542          |
|                 |                | 土地再評価差額金       | 857            |
|                 |                | 為替換算調整勘定       | 201            |
|                 |                | 退職給付に係る調整累計額   | △411           |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>62,925</b>  |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>130,462</b> |

# 連結損益計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   | 金 額     |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高             |       | 120,651 |
| 売上原価            |       | 91,439  |
| 売上総利益           |       | 29,211  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 23,812  |
| 営業利益            |       | 5,399   |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息            | 2     |         |
| 受取配当金           | 263   |         |
| 不動産賃貸料          | 43    |         |
| 為替差益            | 106   |         |
| その他             | 156   | 572     |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 453   |         |
| その他             | 52    | 506     |
| 経常利益            |       | 5,465   |
| 特別利益            |       |         |
| 受取保険金           | 52    |         |
| 補助金収入           | 130   |         |
| 関係会社清算益         | 106   |         |
| その他             | 37    | 326     |
| 特別損失            |       |         |
| 固定資産除却損         | 112   |         |
| 固定資産圧縮損         | 75    |         |
| 情報セキュリティ対策費     | 40    |         |
| その他             | 53    | 281     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 5,510   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,545 |         |
| 法人税等調整額         | △115  | 1,429   |
| 当期純利益           |       | 4,080   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 4,080   |

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 1,744   | 5,336     | 52,140    | △2,933  | 56,288      |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △643      |         | △643        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |         |           | 4,080     |         | 4,080       |
| 自己株式の取得                 |         |           |           | △1,027  | △1,027      |
| 自己株式の処分                 |         | 0         |           | 0       | 0           |
| 土地再評価<br>差額金の取崩         |         |           | 4         |         | 4           |
| 連結範囲の変動                 |         |           | 32        |         | 32          |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |           |         |             |
| 当期変動額合計                 | -       | 0         | 3,474     | △1,027  | 2,446       |
| 当 期 末 残 高               | 1,744   | 5,336     | 55,615    | △3,960  | 58,735      |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |                    |                    |                  |                   | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|-----------------------|--------------------|--------------------|------------------|-------------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金      | 土 地 再 評 価<br>差 額 金 | 為 替 換 算<br>調 整 勘 定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利<br>益累計額合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 3,022                 | 862                | 103                | △373             | 3,614             | 59,903    |
| 当 期 変 動 額               |                       |                    |                    |                  |                   |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                       |                    |                    |                  |                   | △643      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                       |                    |                    |                  |                   | 4,080     |
| 自己株式の取得                 |                       |                    |                    |                  |                   | △1,027    |
| 自己株式の処分                 |                       |                    |                    |                  |                   | 0         |
| 土地再評価<br>差額金の取崩         |                       |                    |                    |                  |                   | 4         |
| 連結範囲の変動                 |                       |                    |                    |                  |                   | 32        |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | 520                   | △4                 | 97                 | △37              | 575               | 575       |
| 当期変動額合計                 | 520                   | △4                 | 97                 | △37              | 575               | 3,022     |
| 当 期 末 残 高               | 3,542                 | 857                | 201                | △411             | 4,190             | 62,925    |

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額            | 科 目            | 金 額            |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>  |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>64,460</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>34,210</b>  |
| 現金及び預金          | 12,115         | 支払手形           | 210            |
| 受取手形            | 164            | 買掛金            | 12,194         |
| 売掛金             | 27,253         | 短期借入金          | 5,067          |
| 商品及び製品          | 9,218          | 1年内返済予定の長期借入金  | 4,797          |
| 仕掛品             | 3,401          | リース負債          | 133            |
| 材料及び貯蔵品         | 10,599         | 未払金            | 9,801          |
| 前払費用            | 487            | 未払費用           | 540            |
| 短期貸付金           | 400            | 未払法人税等         | 143            |
| その他の金           | 1,157          | 預り金            | 63             |
| 貸倒引当金           | △337           | 賞与引当金          | 1,199          |
| <b>固定資産</b>     | <b>40,078</b>  | 資産除去債務         | 2              |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>25,427</b>  | その他の負債         | 55             |
| 建物              | 11,683         | <b>固定負債</b>    | <b>13,231</b>  |
| 構築物             | 497            | 長期借入金          | 5,442          |
| 機械及び装置          | 5,095          | リース負債          | 296            |
| 車両運搬具           | 7              | 再評価に係る繰延税金負債   | 1,107          |
| 工具、器具及び備品       | 897            | 退職給付引当金        | 4,763          |
| 土地              | 6,586          | 債務保証損失引当金      | 1,461          |
| リース資産           | 380            | 資産除去債務         | 122            |
| 建設仮勘定           | 279            | その他の負債         | 38             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>502</b>     | <b>負債合計</b>    | <b>47,441</b>  |
| ソフトウェア          | 424            | <b>(純資産の部)</b> |                |
| その他の資産          | 77             | <b>株主資本</b>    | <b>52,726</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>14,148</b>  | 資本剰余金          | 1,744          |
| 投資有価証券          | 8,235          | 資本剰余金          | 5,343          |
| 関係会社株           | 2,336          | 資本準備金          | 5,343          |
| 出資金             | 77             | その他の資本剰余金      | 0              |
| 長期貸付金           | 750            | <b>利益剰余金</b>   | <b>49,600</b>  |
| 前払年金費用          | 260            | 利益準備金          | 436            |
| 繰延税金資産          | 669            | その他の利益剰余金      | 49,164         |
| 長期保険掛金          | 2,119          | 厚生施設積立金        | 700            |
| その他の金           | 350            | 固定資産圧縮積立金      | 90             |
| 貸倒引当金           | △650           | 別途積立金          | 16,318         |
| <b>資産合計</b>     | <b>104,539</b> | 繰越利益剰余金        | 32,056         |
|                 |                | <b>自己株式</b>    | <b>△3,960</b>  |
|                 |                | 評価・換算差額等       | 4,371          |
|                 |                | その他有価証券評価差額金   | 3,513          |
|                 |                | 土地再評価差額金       | 857            |
|                 |                | <b>純資産合計</b>   | <b>57,098</b>  |
|                 |                | <b>負債純資産合計</b> | <b>104,539</b> |

# 損益計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目          | 金   | 額       |
|--------------|-----|---------|
| 売上高          |     | 105,427 |
| 売上原価         |     | 80,240  |
| 売上総利益        |     | 25,186  |
| 販売費及び一般管理費   |     | 21,856  |
| 営業利益         |     | 3,330   |
| 営業外収益        |     |         |
| 受取利息         | 17  |         |
| 受取配当金        | 259 |         |
| 不動産賃貸料       | 57  |         |
| 貸倒引当金戻入額     | 100 |         |
| 為替差益         | 143 |         |
| その他          | 86  | 664     |
| 営業外費用        |     |         |
| 支払利息         | 289 |         |
| 支払手数料        | 50  |         |
| その他          | 2   | 342     |
| 経常利益         |     | 3,653   |
| 特別利益         |     |         |
| 債務保証損失引当金戻入額 | 604 |         |
| その他          | 88  | 692     |
| 特別損失         |     |         |
| 固定資産除却損      | 86  |         |
| 損害賠償         | 17  |         |
| その他          | 8   | 112     |
| 税引前当期純利益     |     | 4,233   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 985 |         |
| 法人税等調整額      | 91  | 1,076   |
| 当期純利益        |     | 3,156   |

# 株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)  
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |                       |                                      |           |                                 |                                      |                       |                                 |        | 株主資本計<br>合 |
|-----------------------------|---------|-----------------------|--------------------------------------|-----------|---------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|---------------------------------|--------|------------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金                 |                                      | 利益<br>準備金 | 利 益 剰 余 金                       |                                      |                       |                                 | 自己株式   |            |
|                             |         | 資<br>本<br>準<br>備<br>金 | そ<br>の<br>他<br>資<br>本<br>剰<br>余<br>金 |           | 厚<br>生<br>施<br>設<br>積<br>立<br>金 | そ<br>の<br>他<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 | 別<br>途<br>積<br>立<br>金 | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 |        |            |
| 当 期 首 残 高                   | 1,744   | 5,343                 | －                                    | 436       | 700                             | 94                                   | 16,318                | 29,533                          | △2,933 | 51,236     |
| 当 期 変 動 額                   |         |                       |                                      |           |                                 |                                      |                       |                                 |        |            |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩            |         |                       |                                      |           |                                 |                                      | △4                    | 4                               |        | －          |
| 剰余金の配当                      |         |                       |                                      |           |                                 |                                      |                       | △643                            |        | △643       |
| 当 期 純 利 益                   |         |                       |                                      |           |                                 |                                      |                       | 3,156                           |        | 3,156      |
| 自己株式の取得                     |         |                       |                                      |           |                                 |                                      |                       |                                 | △1,027 | △1,027     |
| 自己株式の処分                     |         |                       | 0                                    |           |                                 |                                      |                       |                                 | 0      | 0          |
| 土地再評価<br>差額金の取崩             |         |                       |                                      |           |                                 |                                      |                       | 4                               |        | 4          |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額(純額) |         |                       |                                      |           |                                 |                                      |                       |                                 |        |            |
| 当期変動額合計                     | －       | －                     | 0                                    | －         | －                               | △4                                   | －                     | 2,522                           | △1,027 | 1,490      |
| 当 期 末 残 高                   | 1,744   | 5,343                 | 0                                    | 436       | 700                             | 90                                   | 16,318                | 32,056                          | △3,960 | 52,726     |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                 | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|----------------------------|-----------------|-----------|
|                             | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 土 地 再 評 価 差 額 金 |           |
| 当 期 首 残 高                   | 3,001                      | 862             | 55,100    |
| 当 期 変 動 額                   |                            |                 |           |
| 固定資産圧縮<br>積立金の取崩            |                            |                 | －         |
| 剰余金の配当                      |                            |                 | △643      |
| 当 期 純 利 益                   |                            |                 | 3,156     |
| 自己株式の取得                     |                            |                 | △1,027    |
| 自己株式の処分                     |                            |                 | 0         |
| 土地再評価<br>差額金の取崩             |                            |                 | 4         |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額(純額) | 512                        | △4              | 507       |
| 当期変動額合計                     | 512                        | △4              | 1,997     |
| 当 期 末 残 高                   | 3,513                      | 857             | 57,098    |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

エスビー食品株式会社  
取締役会 御中

双研日栄監査法人  
東京都中央区

指定社員 公認会計士 國 井 隆  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井 上 敦  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エスビー食品株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エスビー食品株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査根拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

エスピー食品株式会社  
取締役会 御中

双研日栄監査法人  
東京都中央区

指定社員 公認会計士 國 井 隆  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井 上 敦  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エスピー食品株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第110期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査根拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第110期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び双研日栄監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人双研日栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月23日

エスビー食品株式会社 監査役会

|         |     |     |   |
|---------|-----|-----|---|
| 監査役(常勤) | 西 邨 | 正 敏 | Ⓜ |
| 社外監査役   | 葛 山 | 康 典 | Ⓜ |
| 社外監査役   | 松 家 | 元   | Ⓜ |
| 社外監査役   | 鵜 高 | 利 行 | Ⓜ |

以 上

## ——株主総会会場のご案内——

場所：東京都板橋区宮本町38番8号 ☎03(3558)5531  
当社板橋スパイスセンター ミーティングホール



◎都営三田線 板橋本町駅A4出口より徒歩約12分

(お願い) 駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。